

令和8年4月28日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

## 「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例(平成25年9月横浜市条例第55号)に基づき、「青木小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、令和6年9月11日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、6回にわたり「青木小学校」の学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

### 1 調査審議事項

#### (1) 学校規模適正化についての考え方

青木小学校の教室不足について検討を重ねた結果、教育委員会事務局から示された通学区域変更案を基に、通学区域変更を実施することを具体的な対応策とする方向性で、検討部会としての意見がまとまりました。

#### (2) 通学区域変更の規則改正の施行時期(特別調整通学区域の設定時期を含む)

施行時期は、施行日以降に対象地域に転入する小学生、施行日以降に入学となる新小学1年生(令和9年4月入学)を対象とするため必要な手続きを考え、令和8年(2026年)8月が適当と考えます。

#### (3) 通学区域変更の実施

##### ア 通学区域変更の対象地域

栗田谷、松本町三丁目、松ヶ丘、沢渡、鶴屋町一丁目、  
桐畑の一部(2,3)、反町一丁目の一部(1,8)、  
台町の一部(1,6,8,9,11-1~11-19)、鶴屋町三丁目・台町の一部(六角橋第394号線以西)

##### イ 通学区域変更後の指定校

「4 通学区域変更詳細地図」の②・③を参照

#### (4) 特別調整通学区域の設定

##### ア 特別調整通学区域の対象地域

前項(3)ア 対象地域と同一の地域(一部の物件(※)を除く)  
※物件の詳細は「4 通学区域変更詳細地図」の②を参照

##### イ 特別調整通学区域の指定校及び受入校

「4 通学区域変更詳細地図」の③を参照

#### (5) 通学区域変更後、新たに通学路となる道路等の通学安全の確保

通学区域変更後の通学安全の確保については、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会から別途、関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

## 2 その他、通学区域変更にあたっての要望

青木小学校は開校から152年を迎え、その間、地域としても学校と共に歩んできました。

このたび、青木小学校において教室不足が発生する見込みである旨を教育委員会から示され、青木小学校に通う児童のために、関係者が一堂に会して議論を重ね、一定の方向性がまとめられたところです。

一方で、青木小学校では、当面、教室に余裕のない状況が続くと見込まれており、引き続き注視が必要であると認識しております。

以上の点も踏まえ、今回の青木小学校及びその周辺校の通学区域変更にあたって、検討部会として次の事項を要望いたします。

- (1) 関係者に対して、通学区域変更までに適時かつ適切な情報提供を行うようお願いします。
- (2) 通学区域変更後も児童が安心して各小学校へ通学できるように、必要な対応を行っていただくようお願いします。
- (3) 指定地区外就学制度（以下、当制度）を利用した、青木小学校通学区域外からの就学・通学については、青木小学校の施設状況等を踏まえて、慎重にご判断いただくようお願いします。  
本検討部会としては、青木小学校のひっ迫した施設状況を勘案し、当制度で示されている該当理由のうち、
  - ・「兄弟姉妹に関する要件（兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの）」
  - ・「通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件（※）」を除き、住所地によって指定されている小学校に就学・通学することが望ましいと考えます。  
また、教育委員会におかれましては、学校長及び区役所が、当制度に係る承諾・不承諾の判断を適切かつ公平に行えるよう、適切な情報提供及び支援等を行うようお願いします。

### ※一部の要件

- ・学年途中で青木小学校通学区域内に引っ越し予定があり、あらかじめ青木小学校への通学を希望する場合
- ・自宅の新築・改築等に伴い、青木小学校の通学区域外へ一時的に引っ越しをする場合

- (4) 小学校における大幅な通学区域変更を実施するにあたり、小学校からの友人関係等を考慮した中学校の通学区域の調整を行うようお願いします。  
また、通学区域変更の対象地域のうち、指定校を他の小学校に変更し、受入校を青木小学校とする「特別調整通学区域」の設定を行う地域（『4 通学区域変更詳細地図』③参照）については、中学校の通学区域においても同様に特別調整通学区域の設定等の調整を行うようお願いします。

## 3 青木小学校または青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応

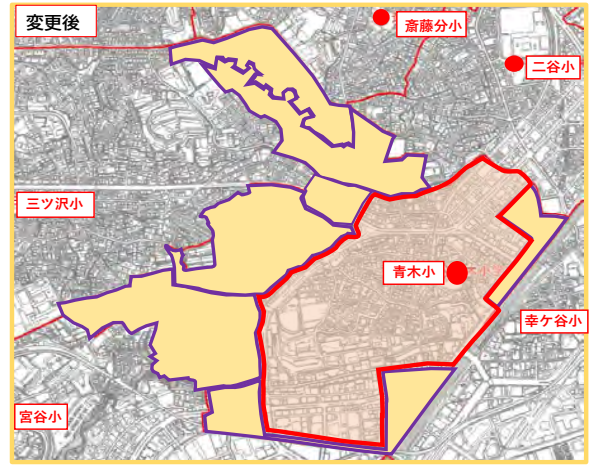
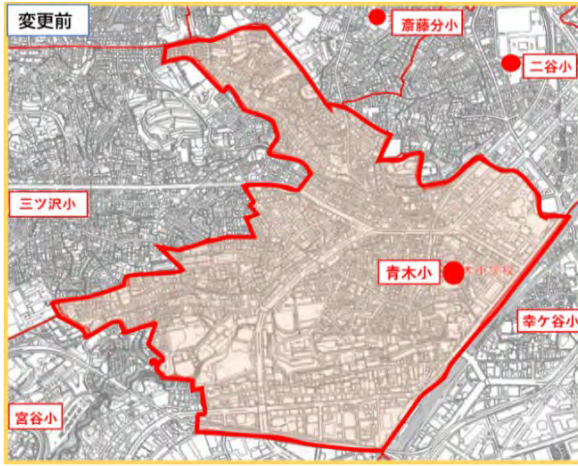
現時点では、通学区域変更の実施により、青木小学校の教室不足の見込みは解消され、変更先となる周辺校においても児童の受入れは可能と見込まれています。

一方で、今後、新たに大規模マンション等の整備計画が明らかとなるなど、青木小学校または周辺校において教室が不足する懸念が再び生じた場合には、教育委員会は速やかに将来の児童数・学級数の精査を実施するようお願いします。

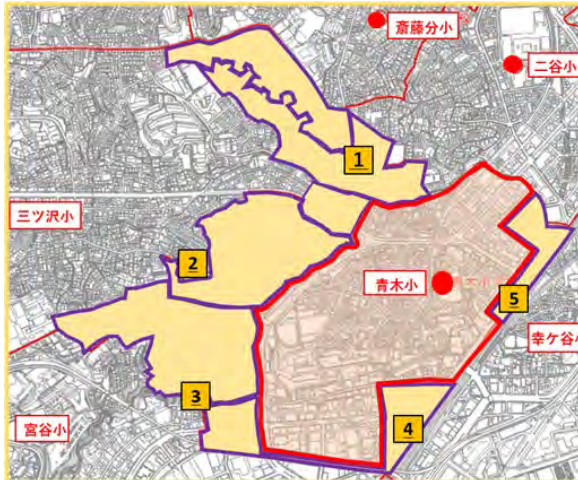
精査した結果、「特別調整通学区域を解除する」等、通学区域の調整が再度必要と判断する場合には、地域住民への影響が大きいことから、教育委員会は対策を実施する年度の前々年度中に調整を開始するとともに、住民に対し、丁寧かつ十分な説明を行うよう、お願いします。

#### 4 通学区域変更詳細地図

##### ① 通学区域図の新旧対照表



##### ② 施行日以降、通学区域変更となる物件とその指定校

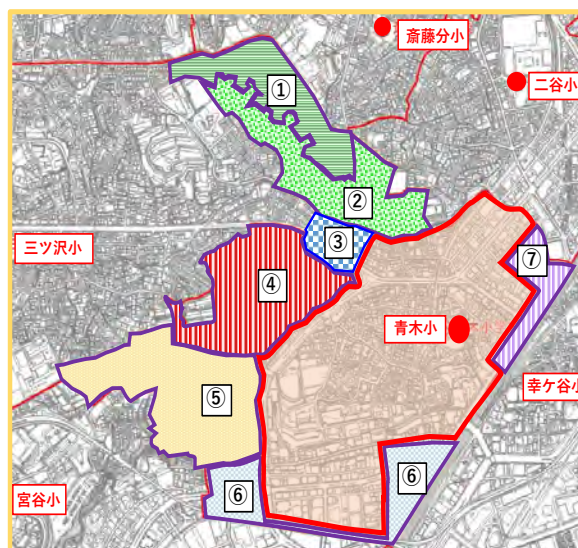


##### 【通学区域変更対象物件・指定校】

	想定住所地 (想定戸数)	入居見込年	指定校
1	栗田谷 15-11 (70 戸)	令和 10 年度	斎藤分小
2	松ヶ丘 58-3 (66 戸)	令和 9 年度以降	三ツ沢小
3	沢渡 4-2 (61 戸)	令和 9 年度	宮谷小
4	鶴屋町 1-41・42 (76 戸)	入居済 (一部)	宮谷小
5	桐畑 2・3-5 (200 戸)	令和 9・10 年度	二谷小

- ... 通学区域
- ... 特別調整通学区域の設定地域

##### ③ 施行日以降、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校及び受入校



	対象地域	通学区域変更(特別調整通学区域)	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷(① 北・② 南)	斎藤分小	青木小
②	※ ① の物件を除く		
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小
⑤	※ ② の物件を除く		
⑤	沢渡	三ツ沢小	青木小
⑥	※ ③ の物件を除く	宮谷小	青木小
⑥	鶴屋町・台町(一部)		
⑦	※ ④ の物件を除く	二谷小	青木小
⑦	桐畑・反町(一部)		
	※ ⑤ の物件を除く		

- ※ ⑥ (一部地域の詳細) : 鶴屋町一丁目、台町 1, 6, 8, 9, 11-1~11-19  
鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第 394 号線以西の地域
- ※ ⑦ (一部地域の詳細) : 桐畑 2, 3、反町一丁目 1, 8

## 5 むすびに

本検討部会としては、今回の経緯を踏まえ、下記二点を申し添えます。

今後、横浜市内の市立小・中学校において、青木小学校と同様に教室不足が見込まれ、学校規模の適正化に係る検討を行う場合には、申し添えた事項を十分に踏まえたうえで、丁寧かつ計画的に進めていただくようお願いします。

- (1) 通学区域変更等に伴う学校規模の適正化については、当該地域に大きな影響を及ぼす重要な事項であることを十分に踏まえ、より早い段階で地域住民へ必要な情報を提供すべきであったと考えます。教育委員会事務局におかれましては、今後は、地域への影響を十分に踏まえ、早期かつ丁寧な情報提供を行うようお願いします。
- (2) 人口増加に伴う教室不足への対応については、個々の学校で解決すべき事項として捉えるのではなく、まちづくりの視点等も踏まえた「全市的な課題」として取り組むべき課題と考えます。つきましては、教育委員会のみならず、関係する部局間で連携のうえ、課題解決に努めるようお願いします。